

伝える

◎あなたには伝えたい◎

【エピソード】

ある日の夕食。中学二年生の一郎が、母親の和子に尋ねました。

一郎「お母さん、きょう学校のホームルームで部落差別について勉強してん」

和子「どうだった？」

一郎「先生、なんかいつもと違うまじめな顔で話した。歴史がどうのこうのって言ってたけど、よくわからなかった。あれってなんか僕らに関係あるのかなあ？」

和子「あるよー。お父さんの友達の裕次さんは部落差別を受けたことがあるねんよ」

テレビを見ていた父親の道雄も会話に加わります。

道雄「あのおっちゃん、ちょっと理屈っぽいけど、なかなか面白い人やで」

一郎「うん」

道雄「だけど、結婚するときに相手の親から反対されて大変だったらしいで」

一郎「ふーん。でもそれは昔のことやろ。今もそんな問題あるの？けっきょく『部落』って何なの？」

和子「何って言われても、それを今日勉強してきたんでしょ。ちゃんと聞いてたの？お母さんも改めて聞かれたら困るわ」

一郎「僕らそんなこと知らんねんから、学校で教える必要ないと思うけどなあ」

和子「・・・」

道雄「昔は同和問題を正しく理解してる人が少なかったんや。一郎たちは歴史を勉強して、きちんと知識を身につけることが必要やお父さんは思うな。そのために学校でも勉強してるんや」

一郎「でも、勉強することで、差別が広がっていくこともあると僕は思うけどなー」

道雄「そしたら障がい者差別とか在日外国人の問題とかも勉強せんでもいいと思う？」

一郎「そんなことは言ってないけど・・・。部落差別ってまだ残ってるのかなあ」

道雄「うーん、インターネット上での差別的な書き込みとかがあるって聞いたことがあるけど、お父さんも詳しくはわからんなあ。そうや、今度、裕次とこに行こう。一郎も一緒に行こう」

一郎「うん、おっちゃんから直接話を聞きたいなあ」





一郎のひとりごと

部落差別って江戸時代とか大昔のことでしょ。なんでそんな問題が今も残ってるのかわからない。そんなことどうでもいいやん、それがどうしたんって感じかな。気にするのはおじいちゃんやおばあちゃんの世代でしょ。僕らには関係ない。何も知らないのに余計な知識を伝えないでほしい。知ること意識してしまうこともあるし、逆に差別が受け継がれてしまうんじゃないかな。



和子のひとりごと

突然、一郎から「部落」って何？って聞かれてびっくりした。どう教えたらいいのかわかんねえ。頭ではわかってるつもりだけど、説明するのは難しいわね。確かに私の親の世代は差別もきつかった。私自身も親から「あそこに行ったらだめ」「あそこの子と友達になったらだめ」って言われてきたし。そんなのが当たり前だったから、同和教育が必要になったんだろうけど、私は気にせずつきあってきたからね。あれから時代も変わってるしねえ。一郎が「そんなの今の時代に関係ないよ」って言うのもわからないことない。でも、今どうなっているのか、知ることが大事だと思う。



道雄のひとりごと

時代が変わったということをつくづく感じるね。僕が子どものころに比べると、地域の住宅や道路など生活環境が整備されたから。差別が見えにくくなったというけど、ほんとその通りだと思う。子どもたちの感じ方が変わるのも当然だと思う。でも僕が結婚する時には部落差別があったし、いまもまだあるっていうことは知っておいた方がいいと思うんだよね。インターネット上の書き込みにひどいものがあることなど、差別意識がまったくなくなった訳ではないから。差別のあらわれ方が変化しているんだと思う。とにかく一郎には、いろんな問題に関心をもってほしい。

対話の
ために

- 「部落」って何？と聞かれたら、あなたならどう説明しますか？
- 同和問題を学習することについて、自分自身の体験などを振り返りながら話し合ってみましょう。

■同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

■平成 29 年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、次のようなことが明らかになっています。

- 「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いに対して、「結婚問題で周囲の反対を受けること」40.1%、「差別的な言動をされること」27.9%、「身元調査をされること」27.6%、「就職、職場で不利な扱いを受けること」23.5%となっています。
- 一方で、同和問題を解消するための方策について、「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」50.6%、「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」40.8%となっています。



■大阪府では

昭和 40(1965)年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が昭和 44(1969)年から平成 14(2002)年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されました。

財政上の特別措置としての同和対策事業は平成 14 年で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生しており、同和問題が解決されたとは言えない状況であり、総合相談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発を行っているところです。

平成 28(2016)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、引き続き同和問題解決に向けた取組を推進しています。

■現在の同和問題

- ・結婚・就職等における差別
- ・差別落書き等（インターネット上を含む）
- ・差別につながる身元調査等
- ・えせ同和行為 など

■「部落差別の解消の推進に関する法律」(抜粋)

①部落差別の存在と状況変化（第 1 条）

「現在もなお、部落差別が存在する」「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」としています。

②教育及び啓発の必要性（第 5 条）

「地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実状に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」としています。

1

Aさんは40代の会社員です。数年前から慢性病にかかっている、食事制限があり、自分で注射をしなくてはなりません。Aさんは自分の病気を人に知られるのを恐れて、同僚とのつきあいを避けているうちに、しだいに孤立していきました。ある時、社内報に、同じ会社で働く難聴の社員のインタビューが載っていました。その人は手話や筆談を使って仕事をしています。

「聞こえないのは恥じゃない。自分は外見では障がいかわからないので、積極的にアピールしている。部内で手話教室も開いている。周りの人が自分とのつきあい方をわかれば、お互いが

楽になる。少しずつ働きやすい職場にしていきたい」とその人は話していました。Aさんはその記事に勇気づけられ、「隠しても自分がしんどいだけや」と思うようになりました。Aさんは、まず親しい同僚から、自分の病状を伝えていきました。Aさんはその難聴の社員と会ったことはありませんが、いつかそのインタビューにはげまされたことや自分の病状を伝えて、「働きやすい職場をつくる仲間」としてつながりたいと思っています。



2

同じ幼稚園に子どもを通わせているBさんとCさん。同じ自治会に属しているご近所どうしでもあり、ここ数年、家族ぐるみの付き合いをしています。保護者会の帰り道、2人の会話は、春の運動会のことから子どもの教育の話題に移っていきました。

「二、三日前に、教材販売の会社から突然電話がありましてね。これからは外国語ができないと、いろんな意味で不利になるし、幼稚園の頃から英語を習わせておくのが一番身に付くそうなんですよ。皆さん、話題にはしないだけで、幼児期からの英語教育っていうんですか、けっこう始めてるらしいですよ。私、なんだか心配になってきて、見本だけでも送ってもらうことにしたの。お友達にも知らせてあげてって言うもんだから、Cさんの名前と住所を言っときました。そのうちに見本が届くと思うから、いっしょに検討しましょうよ。」

Cさんは送られてくる見本や、同じような話を教材販売会社から聞くことになると思うとうんざりしましたが、それをどうBさんに伝えればいいのかためらっていました。BさんはそんなCさんのことを気にとめることなく、どんどん言葉を続けていきます。